

【重要】

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より周知がありましたので、その内容をお知らせします。学校の取扱いに関する記載に変更はありませんので、各大学等におかれては、引き続き、感染対策の徹底と学生の学修機会の確保を両立する工夫等をお願いします。各大学等における感染対策に資するよう、課外活動における感染対策の取組例をまとめましたので、併せて御参照ください。

また、大学等への抗原簡易キットの配布や大学を拠点とするワクチンの接種については、先にお示ししている事務連絡や今後の周知事項等を参照の上、引き続き適切に御対応ください。

事務連絡
令和3年7月9日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
文化庁参事官（芸術文化担当）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）

令和3年7月8日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）及びまん延防止等重点措置について、以下のとおり決定されましたのでお知らせします。

- ① 緊急事態宣言の対象区域に東京都を追加し、その実施期間を7月12日から8月22日までとすること。また、沖縄県を対象区域とする緊急事態宣言については、実施期間を8月22日まで延長すること
- ② まん延防止等重点措置の対象となっている区域のうち、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県については、7月11日をもって当該措置を終了し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、当該措置の実施期間を8月22日まで延長すること

これらの決定に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行わ

れましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。学校の取扱いに係る記載については「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について（周知）」（令和3年5月7日付高等教育企画課・スポーツ庁参事官（地域振興担当）付・文化庁参事官（芸術文化担当）付事務連絡、以下「5月7日事務連絡」という。）においてお示しした内容から変更はありません。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、変更された基本的対処方針、「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付高等教育局長通知）及び5月7日事務連絡等において示した留意事項を踏まえ、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

大学等における感染対策については、これまでも、課外活動や学生寮における感染事案が多数見られていることから、部活動等の場面における感染対策の留意事項を周知するなど、各大学等の対策の徹底を促してきたところですが、依然として、運動部活動（特に学生寮や合宿所で共同生活を行う場合）を介した感染事案が散見されます。文部科学省としては、教育的な観点からも、工夫して感染対策をしっかりと講じた上で、適切に課外活動に取り組んでいくことは重要であると考えております。このため、課外活動における感染対策の取組例を整理しましたので、別紙のとおりお知らせいたします。各大学等におかれては、これらの対策例も参考に、部活動における感染対策を改めて徹底してください。

また、大学等に対する抗原簡易キットの配布については、今回、基本的対処方針の記載に変更はありませんが、文部科学省では、現在、「大学等における抗原検査簡易キットの活用について（周知・調査）」（令和3年6月10日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）をもって実施した希望調査の結果を踏まえ、回答いただいた大学等への配布に向けた準備を進めているところですので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種についても、基本的対処方針の記載に変更はありませんが、大学等を拠点とするワクチンの接種については、「大学拠点接種」実施にあたっての留意点等について（周知）」（令和3年6月25日付高等教育企画課事務連絡）等の事務連絡においてお示しした内容や、文部科学省のホーム・ページにおいて周知している事項を御参照いただくとともに、接種を実施している大学等においては、「新型コロナワクチンの間違い等の事案発生時の対応について（周知）」（令和3年7月2日付高等教育企画課事務連絡）や「新型コロナ予防接種の間違いの防止等について（周知）」（令和3年7月8日付高等教育企画課事務連絡）などを御参照の上、ワクチン接種に係る間違い等の発生防止等に努めていただくようお願いいたします。また、今後、事務連絡等においてお知らせする事項についても十分に御留意の上、引き続き適切に御対応いただくようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対し

て、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

(変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)

1. 対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030708.pdf

2. 学校の取扱いに関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

3. 抗原簡易キットの活用に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

② (略) 政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。
(中略) これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で

検査を実施させる。

4. ワクチンの接種に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

1 1) 予防接種

- ⑦ (略) 政府は、各地方公共団体の接種会場に加え自衛隊大規模接種センターも活用した接種を実施しつつ、職域(大学等を含む)による接種を実施するとともに、地域接種・職域接種のいずれにもつながりにくい者のワクチン接種を推進すること。加えて、接種を実施する医療機関、医療関係者の確保に向けて、必要な取組を総動員し、ワクチン接種の円滑化・加速化を進めること。

(関連通知等)

- 「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について(周知)」(令和3年3月4日付高等教育局長通知)
https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について(周知)」(令和3年5月7日付高等教育企画課・スポーツ庁参事官(地域振興担当)付・文化庁参事官(芸術文化担当)付事務連絡)
https://www.mext.go.jp/content/20210510-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf
- 大学拠点接種(新型コロナウイルス感染症に関連した大学等におけるワクチン接種)について
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01530.html

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

(全体について)

高等教育局高等教育企画課(内線:2482)

(大学スポーツについて)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付(内線:3932)

(文化に関する課外活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室(内線:2832)

大学における課外活動での感染対策の取組例①

別紙

文部科学省としては、教育的な観点からも、工夫して感染対策をしっかりと講じた上で、適切に課外活動に取り組んでいくことは重要であると考えております。課外活動での感染対策の取組例をご紹介しますので、各大学におかれては、これらの事例も参考に、引き続き、課外活動における感染対策の徹底をお願いします。

令和2年度における各大学の取組例であり、現在は、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、地方自治体からの要請や地域の感染状況等を踏まえ、異なる取組を行っている場合があります。

尚絅学院大学 【宮城県：私立大学】

課外活動を行う学生自身が「感染症対策」を考えて申請することで、活動時に全員が実践することが“ねらい”

- ・課外活動を実施する前に、「課外活動許可申請書」を提出し、関係会議で承認された部・サークルのみが“活動可”。
- ・申請内容は、活動内容・時期・場所などのほか、特に「感染症対策」について、想定されるリスクに対し具体的な対応策および対策チェックシートの作成を義務付け、妥当性を精査の上、活動内容に合った対策が取られているかなど、細かくアドバイス。（活動ごとに対策チェックシートで確認するように指導）

山口大学 【山口県：国立大学】

事前の活動許可願の提出と、事後の活動記録・第三者によるチェックを合わせて実施

- ・学生支援センター長と部活動・サークル団体の代表者とのオンラインミーティングでセンターの方針の説明や感染防止対策講習会を開催する等、学生への意識付けをおこなった。
- ・各サークルから事前に活動許可願を提出させ、学生支援センターの許可を得たうえで活動を実施。
- ・活動後には、活動記録簿及びチェックリスト（別の活動団体による第三者チェックの実施）を提出。

群馬大学 【群馬県：国立大学】

寮や課外活動団体における感染対策の自己評価を実施

- ・学生寮や課外活動団体において、感染対策に対するより一層の意識啓発を図るため、自寮や自団体の感染対策の実践状況を評価。
- ・結果は全学の対策会議へ報告するとともに、今後の実践へ生かしてもらおうよう各団体にもフィードバック。

城西国際大学 【千葉県：私立大学】

課外活動計画書の提出にあたり、地域に対する配慮や、リモートでの事前ミーティングを条件に

- ・活動を希望する団体は、「課外活動計画書」の提出を義務付けており、活動には学内に設置している感染対策本部の許可が必要。
- ・記載内容として、日時、場所、人数（名簿の提出）活動内容に加え、感染予防対策、地域の方々の安全に対する配慮の明記、COCOAのインストール、活動計画書を提出するにあたり、リモートでの事前ミーティングを実施済みであることを条件。

課外活動計画書

※文部科学省において、大学の取組内容を確認の上、作成

大学における課外活動での感染対策の取組例②

令和2年度における各大学の取組例であり、現在は、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、地方自治体からの要請や地域の感染状況等を踏まえ、異なる取組を行っている場合があります。

追手門学院大学 【大阪府：私立大学】

システムを利用した体調・行動記録を実施 説明会・勧誘活動をオンラインで実施

- ・コロナ禍における課外活動を実施する体制としては、段階的に再開するためのガイドラインを制定し、活動計画書・誓約書の提出、専用システムを利用した事前体調・行動記録の継続的入力を義務付け、許可の出た団体から活動を再開。

- ・説明会、勧誘活動については、全てオンラインにて実施し、配布資料等についても、全て電子化し共有。

- ・事前の熱中症対策・感染症対策としてトレーニングセンターと協働し、コロナ禍での活動におけるガイダンス、体育系団体に向けた講習会をオンラインにて実施。



青山学院大学 【東京都：私立大学】

課外活動における手続きを全面的にオンライン化

- ・活動予定表の提出、愛好会(サークル)申請については所属する学生の登録ならびに顧問教員の登録について、学生ポータル「アンケートシステム」を利用。

- ・その後データベースへ反映させ、「学習成果の可視化」の1つとして学生が個人の活動として閲覧可能に。

愛知東邦大学 【愛知県：私立大学】

顧問や代表者に対するオンラインミーティングを実施

- ・課外活動に参加する際には、フォーム(課外活動練習参加フォーム)への入力を義務化し、万が一感染が判明した際に、即時に練習参加日や接触者を把握することを可能とした。

- ・また、各課外活動の顧問や学生代表者を招集し、感染対策の徹底についてオンラインミーティングを実施し、各部員への周知を図った。

甲南大学 【兵庫県：私立大学】

大学の感染防止ガイドラインにそった練習メニューを各部活動で作成し、オンラインでの面談により確認

- ・感染防止ガイドラインを作成、提示した上で、各団体の練習メニューと練習における感染防止策を学生部へ提出。

- ・各団体の幹部学生と学生部職員によるZOOM面談を実施し、感染防止ガイドラインの内容についての確認を行った上で、そのルールを部員全員が守れることを確認ができれば、競技場ごとに設定している人数制限の中で活動を許可。

※文部科学省において、大学の取組内容を確認の上、作成

大学における課外活動での感染対策の取組例③

令和2年度における各大学の取組例であり、現在は、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、地方自治体からの要請や地域の感染状況等を踏まえ、異なる取組を行っている場合があります。

常葉大学・常葉大学短期大学部 【静岡県：私立大学】

課外活動の様々な場面での支援とともに、
学生の感染防止の意識を高める取組を実施

- ①クラブの特徴にあわせた感染防止対策の立案
 - ・感染防止対策の履行の確認として職員の活動状況見回り
 - ・感染防止策を写真で提出（部員の意識向上の狙い）
- ②クラブ活動金銭面補助の拡充
 - ・遠征バスが密にならないようにした結果バスの台数が増えた場合など通常経費以上の部分を学友会費で補助
- ③withコロナポスターグランプリの実施
 - ・新型コロナウイルス感染症感染防止意識を高めるための「ポスターグランプリ」を実施。
- ④大学祭ステージ発表に代わるイベント（Tステ）の実施
 - ・感染防止対策を徹底したステージを用意し、ステージ発表を録画、専用サイトで放映
- ⑤オンラインの活用
 - ・新入生歓迎会等の代替として、クラブ活動の情報についてオンライン（ホームページやメール・SNS）を活用。



高知県立大学 【高知県：公立大学】

県の対策レベルに応じた活動範囲の設定

- ・課外活動の実施については、県の新型コロナウイルス感染症対応ステージに応じて、活動の範囲を設定し、制限や緩和を実施。
- ・活動許可を受けているサークルだけが活動可。活動許可をする際に、新型コロナウイルス感染症対策を講じているかなどの確認のための面談を実施。

京都産業大学 【京都府：私立大学】

大学独自でPCR検査センターを設置して、
安全・安心を確保

- ・大学が独自に設置するPCR検査センターにて、クラブ単位もしくは希望者に、PCR検査を実施し、安心・安全を確保。（他には寮生や学外実習へ赴く学生等にも検査を実施）
- ・課外活動においては、大学独自のガイドラインに沿って、各クラブが活動計画書を作成し、十分な感染対策が講じられると認められた部活動のみ活動を許可。

小樽商科大学 【北海道：国立大学】

部・サークル活動に関するルール等の作成

- ・大学全体で部・サークルが遵守すべき活動ルールを定め、課外活動施設の利用人数の上限を設定した上で利用を承認。
- ・各部・サークルにおいても、競技団体のルール等をもとに個別に作成したガイドラインを提出させ、感染予防意識を向上。

※文部科学省において、大学の取組内容を確認の上、作成